

近畿本部建設部会幹事の選挙に関する規定

平成 25 年 6 月 10 日制定

平成 27 年 5 月 18 日改正

第 1 条（根拠）

公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会幹事（以下幹事という）の選挙は、この規定の定めるところによる。

第 2 条（候補者）

幹事候補者は、近畿本部建設部会会員であって、部会活動の運営に十分寄与できる者でなければならない。

第 3 条（推薦）

近畿本部建設部会員は、所定の様式により幹事候補者を推薦（自薦を含む）することができる。

- 2 立候補者、推薦者が幹事の定員以下の場合には全員当選とし、選挙は実施しない。
- 3 幹事の人数が定員に満たない場合には、幹事会の決定により追加することができる。

第 4 条（選挙）

1. 幹事は、幹事候補者のうちから、近畿本部建設部会会員の投票によって 15 名以内が選任される。
2. 選挙公報は、近畿本部建設部会のホームページで行う。
3. 投票は 15 名以内連記とし、FAX または e-mail によって行う。
4. 得票が同数の候補者については、年少者を上位とする。

第 5 条（選挙管理）

幹事会は、新たな幹事を選任する必要があるときは、幹事選挙管理委員会を設置しなければならない。

第 6 条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名の構成とする。選挙管理委員会は、候補者の推薦を受け、これを公示し、投票を管理し、選挙結果を幹事会に報告することにより解散する。

付則

この規定の改正は、幹事会の議決により行う。